仙台市こども誰でも通園制度(仮称)の試行的事業 業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

本要項は、仙台市が実施する仙台市こども誰でも通園制度(仮称)の試行的事業(以下「試行的事業」という。)を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2. 業務の名称及び概要

(1) 事業名

仙台市こども誰でも通園制度(仮称)の試行的事業

(2)業務の内容

別紙「仙台市こども誰でも通園制度(仮称)の試行的事業業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。) および別紙1事業概要のとおり

(3) 受託予定施設

本市内に所在する、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター

(4) 履行期間

令和6年6月1日~令和7年3月31日までとする。

- (5)業務委託提案上限額
 - 3,400,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
 - ※最終的な委託金額は、下記の基準額に基づき受託期間中の延べ利用人数及び利用時間に応じて算出される金額となる。

(基準額)

基本分: こども1人1時間あたり850円

加算分:障害児を受け入れる場合、こども1人1時間あたり400円

減免分:生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の場合、

こども1人1時間あたり300円

3. 募集事業所数

市内6施設(各区1施設程度)

4. 参加要件

本市内で本要項2の(3)に掲げる施設を運営するもののうち、当該事業を的確に遂行する能力を有するほか、次の要件をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 本要項6 (1) アに掲げる提出期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止 に関する要綱」第2条第1項の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表に掲げる 要件に該当するものでないこと。
- (4) 仙台市税(又は、現在の主たる事業所所在地市町村税)、消費税及び地方消費税を 滞納していないこと。
- (5) <u>プロポーザルによる事業者選定が終了するまでの間、試行的事業における利用児童</u> の利用可能枠として提案した空き枠に、新たな児童を入所させないこと。

5. 質問および回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する 事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提 案内容に係る質問は一切受け付けない。また、電話及びファックスでの質疑応答は行わ ない。

- (2) 質問および回答の方法
 - ア 様式 質問書(様式1)を使用すること。
 - イ 提出先 本要項12に掲げる担当課
 - ウ 提出方法 電子メールで提出すること。
 - エ 提出期限 令和6年4月12日(金)午後5時00分まで
 - オ 質問に対する回答方法 質問に対する回答は、令和6年4月17日(水)中に仙台市ホームページに掲載する。

6. 参加表明書及び企画提案書の提出

(1)提出書類及び提出方法

下記により書類を提出すること。

- ア 提出期限 令和6年5月2日(木)午後5時00分
- イ 提出先 本要項12に掲げる担当課
- ウ 提出方法 持参又は送付(共に提出期間内必着)
- 工 提出書類
 - •参加表明書(様式2)
 - ・企画提案書(様式3)…<u>8部</u>(正本1部、副本7部) ※A4版(A3の折り込み可)、カラー可。左上をホッチキス止め又はファイリン

グすること。

- ※添付書類も含め、8部提出すること。
- ※企画提案書は、「1.提案者の概要」を1ページ目とし、添付書類の「有効面積が確認できる図面」、「別紙1_こども誰でも通園制度(仮称)試行的事業 職員配置計画」の順に整えること。
- ※企画提案書の記載内容により、参加者の提案内容や業務理解度などを判断するが、本プロポーザルによる受託候補者の提案内容をすべて実施することを保証するものではない。また、提案内容については、業務委託提案上限額の範囲内において実施可能な業務を記載すること。
- ・提案者の概要がわかる資料(法人概要等)…1部
- ・仙台市税(又は、現在の主たる事業所所在市町村税)、消費税及び地方消費税の納税(非課税)証明書…1部
- ・暴力団排除に係る誓約書(様式4)…1部
- ・定款又は寄付行為(法人格を有しない場合は運営規約等)の写し…1部
- ・履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)…1部

7. 審査

(1) 審査方法

仙台市こども誰でも通園制度(仮称)の試行的事業業務委託プロポーザル審査委員会に おいて、(2)評価項目および配点に基づき書面審査を行い、企画提案書等の内容につい て評価する。

(2) 評価項目および採点

	評価項目	評価の観点	配点	
1	業務目的及び事業	・事業の目的・趣旨を十分理解し、企画全般に反	15	
	内容の理解度	映されているか。	19	
2	事業計画	・事業実施時間及び提供枠の充実	25	
3		・業務を安定的に遂行できる体制か。		
	提案内容	・3歳未満の児童を預かる環境が整っているか。	30	
		・事業目的等を踏まえた方法となっているか。		
		・提案内容は簡潔明瞭で容易に理解できるようま		
		とめられているか。		
4	業務実績	・本業務に有効な業務実績を有しているか。	20	
5	提案額積算内容	・提案内容との整合性がとれており、妥当な積算	10	
		がされているか。		
総合評価点				

8. 受託候補者の選定

(1) 選定方法

仙台市こども誰でも通園制度(仮称)の試行的事業業務委託プロポーザル審査委員会において審査し、原則として、各募集区において、全委員の評価点の合計が満点(100点×審査委員数)の6割以上の者で、評価点の合計が最も高く優れていると認められる者を受託候補者として選定する。評価点の合計が最も高い者が複数いる場合は、本要項7に示す評価項目のうち「提案内容」の合計が最も高い者を受託候補者とする。

なお、各区における選定数は応募者数により変動するものであり、応募がない等の理由により各区1施設の選定ができない場合は、先に選定した受託候補者以外の応募者のうち、評価点数が高いものから順に、市内の実施施設数が6施設となるよう選定するものであること。

(2) 受託候補者の決定通知

受託候補者として選定した者及び選定しなかった者に対し、結果通知書により通知するものとする。

9. 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)審査の公平性に害する行為があった場合
- (4) 本要項4に示す参加要件を欠くことになった場合

10. 契約

受託候補者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結する。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

なお、仕様書に定めのない事項、もしくは仕様書について解釈上疑義の生じる事項がある場合は、本市と協議のうえ、実施すること。

11. その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、ヒアリング参加等に要する費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は 事業者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。

- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差替え等は一切認めない。
- (6) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出すること。
- (7) 評価結果等についての電話等での問合せには応じない。
- (8) 本プロポーザルの実施スケジュールは下表のとおり。

実施内容	実施時期
公募開始	令和6年4月1日
質問提出期限	令和6年4月12日
質問回答日	令和6年4月17日
参加表明書・企画提案書等提出期間	令和6年4月18日~5月2日
結果通知	令和6年5月中旬
契約締結	令和6年5月下旬

12. 担当課

仙台市こども若者局幼稚園・保育部幼保企画課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-12 上杉分庁舎9F

TEL: 022-214-8185 FAX: 022-214-8784

E-mail:kod006162@city.sendai.jp